

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和4年3月28日

富士河口湖町長 渡辺 喜久男

記

1. 取りまとめた協議結果の名称
人・農地プラン（富士ヶ嶺地区）
2. 協議の場を設けた区域の範囲
富士ヶ嶺地区
3. 協議の結果をとりまとめた年月日
令和4年3月18日
4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個 人 11 経営体 11 名（うち認定農業者 11 名）
法 人 2 法人（うち認定農業者 2 法人）
5. 地域における担い手の確保状況
担い手はいるが十分ではない。
6. 当該区域における農業の将来の在り方
新規就農の促進
7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。